

住民監査請求の手引き

東広島市監査委員事務局

1 住民監査請求とは

住民監査請求とは、地方自治法第242条の定めにより、市長や市職員などによる違法・不当な財務会計上の行為又は怠る事実について、東広島市内に住所を有する個人や法人が、その是正や防止、損害の補てんを求めて本市監査委員に監査を請求する制度です。

なお、住民監査請求は、市の財政面における適正な運営と住民全体の利益を守るための制度であり、個人の権利や利益の救済を図るものではありません。

2 監査請求の要件

(1) 監査の請求権者

東広島市内に住所がある方であれば、1人でも監査請求をすることができます。また、主たる事務所の所在地が東広島市内であれば、法人や団体も監査請求することができます。

※ 請求は、代理人によってもすることができます（代理人選任届（委任状）が必要です）。

(2) 監査の請求対象者

監査請求は、次の者が行った財務会計上の行為等を対象とするもので、対象者が特定されていないと不適法なものとして却下されることがあります。

ア 市長

イ 委員会

ウ 委員

エ 市職員（できるだけ職名等で特定してください。）

(3) 監査請求の対象となる行為

違法、不当とする次の財務会計上の行為（ア～エ）と怠る事実（オ、カ）が対象です。

ア 公金の支出

イ 財産（土地、建物、物品など）の取得、管理、処分

ウ 契約（購入、工事請負など）の締結、履行

エ 債務その他の義務の負担（借入れや保証など）

オ 公金の賦課、徴収を怠る事実（市税や施設使用料の徴収をしなかった場合など）

カ 財産の管理を怠る事実（損害賠償請求をしなかった場合など）

※ 上記ア～エについては、それぞれの行為が行われることが相当の確実さで予測される場合も対象となります。

(4) 監査請求の対象となる行為等の特定性・具体性

請求人は、対象となる行為等が特定できるように個別、具体的に示すことが必要です。

(5) 違法性、不当性

請求人が違法、不当と主張する財務会計上の行為又は怠る事実について、なぜそれが違法、不当なのか、その理由を明確に示す必要があります。

(6) 損害の発生

監査請求は、市に財産的損害が発生しているか、又は発生するおそれがある場合に行うことができます。仮に、法令違反の行為であっても市に何ら財産的損害が生じていない、又は生じるおそれがない場合は、監査請求することはできません。

(7) 監査請求ができる期間

原則として、対象となる行為のあった日又は終わった日から1年以内です。

ただし、怠る事実（上記(3)のオ、カについては、その事実が続いている限り監査請求をすることができます。

また、1年を経過している行為については、その行為を知り得なかった正当な理由がある場合に限り監査請求をすることができます。その場合、請求人は正当な理由を明らかにする必要があります。

(8) 事実証明書の添付

監査請求書には、違法、不当な財務会計上の行為又は怠る事実を証明するための証拠書類を添付する必要があります。

3 監査請求で求めることのできる措置

次の4つの措置を求めることができます。

- (1) 当該行為を防止するために必要な措置
- (2) 当該行為を是正するために必要な措置
- (3) 当該怠る事実を改めるために必要な措置
- (4) 当該行為又は怠る事実によって、市が被った損害を補てんするために必要な措置

4 監査請求の手続

(1) 職員措置請求書

ア 監査請求は書面により行います。

イ 請求書は、別記様式を参考に必要事項を記入してください。

ウ 提出する請求書には、必ず請求人の名前を自署してください。

(2) 事実証明書

- ア 客観的に請求の要旨を裏付けると認められるもの（新聞記事の写し、情報公開で入手した文書、決算書など）が必要です。
- イ 特別な様式はありませんが、請求書と一緒に書面で提出してください。
- ウ 主張する事実の全てについて必要です。

(3) 受付

- ア 職員措置請求書に事実証明書及び資格証明書（必要な場合）を添付し、監査委員事務局に提出してください。
- イ 職員措置請求書の受付の際に、形式的要件に明らかな誤りなどがある場合は、監査委員事務局が補正を求めることがあります。

(4) 補正

職員措置請求書の内容等に不備があるとき、又は事実証明書が不足しているときは、必要に応じて、監査委員が請求書の修正や事実証明書の追加提出などの補正を求めることがあります。

なお、請求人が補正に応じない場合は、監査請求を却下することがありますのでご注意ください。

(5) 受理又は却下の決定

- ア 監査委員は、職員措置請求書の内容や事実証明書が住民監査請求制度の要件を満たしているかどうかの審査を行い、要件を満たしていると判断したときは、監査請求を受理します。
- イ 監査委員は、審査の結果、要件が整っていないと判断したときは、監査請求を却下し、監査を行いません。
- ウ 監査委員は、受理又は却下の決定を行った際に、請求人にその旨を文書で通知します。

(6) 請求人の証拠の提出及び陳述

監査委員が監査請求を受理したときは、新たな証拠の提出の機会と陳述の場が請求人に対し設けられますが、これを行うかどうかは、請求人が選択できます。

ア 証拠の提出

請求人は、職員措置請求書の主張内容に基づいた、次のものを書面により提出することができます。

- (ア) 事実証明書を補強するもの
- (イ) 新たに判明した事実

イ 陳述

- (ア) 陳述は、監査委員の面前で行います。
- (イ) 陳述は、請求人が職員措置請求書の主張事実を詳しく監査委員に説明するものです。
- (ウ) 陳述の内容は、職員措置請求書の主張事実に沿ったものでなければなりません。
- (エ) 陳述の内容が、職員措置請求書の主張事実に沿っていないときは、その主張内容は採用されません。
- (オ) 陳述は、原則として請求人本人が行うものですが、やむを得ない事情があるときは、代理人が陳述を行うことができます。その場合は、代理人選任届（委任状）を提出してください。
- (カ) 監査委員が必要と判断したときは、陳述の際に請求対象者等を立ち合わせることがあります。

(別記様式) 住民監査請求の様式及び記入例 (縦書き、横書きは問いません。)

東広島市職員措置請求書

1 請求の要旨

(次の事項について必ず記載してください。)

- ・誰が (請求の対象となる職員)
- ・いつ、どのような財務会計上の行為を行っているか。
- ・その行為は、どのような理由で違法・不当なのか。
- ・その結果どのような損害が市に生じているのか。
- ・どのような措置を請求するのか。
- ・財務会計上の行為から1年経過後に請求する場合は、その正当な理由。

2 請求者

住 所

名 前 (自署)

地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添え、必要な措置を請求します。

年 月 日

東広島市監査委員 様

※法人格を持たない団体 (市民団体や任意団体など) の場合は、会則・会員名簿・役員名簿・事業報告書・会報など、団体としての活動を示す資料を添付してください。

※事実証明書として、違法又は不当とする行為の事実を証明する書面を必ず添付してください。事実証明書の例としては、公文書公開請求により公開を受けた文書や新聞記事の写しなどがあります。

【提出先】

住所 〒739-8601 東広島市西条栄町8番29号

東広島市監査委員事務局

電話 (082) 420-0970

※郵送される場合は必ず連絡先 (電話番号等) を記入してください。

様式第1号（第2条関係）

代理人選任届

代理人 住所

名前

連絡先

上記の者を代理人として選任し、下記の事項を委任します。

記

(1) 年 月 日付けで提出した東広島市職員措置請求に係る一切の権限

(2) 同請求の取下げに関する一切の権限

※ (1)、(2)は記載例です。

年 月 日

請求人 住所

名前

※自署してください。

東広島市監査委員 様

住民監査請求の受理後の流れ

1 監査の実施期間

監査委員は、監査請求の提出の日から60日以内に監査を行い、請求に理由があるかないかを判断し、全ての手続を終了します。

2 請求書等の補正

- (1) 提出された請求書について、必要に応じ書面により請求書の補正を求めることがあります。
- (2) 監査委員が、請求の要件を満たしていないと判断したときや、期限内に請求人が補正を行わないときは、監査請求を却下し、監査を終了することがあります。

3 陳述等の実施

請求の要旨及び事実証明書を補完するため、請求人に対し証拠の提出及び陳述の機会を与えます。

4 監査結果の決定、通知

監査委員は合議により、請求に理由があるかないかを判断し、監査の結果を請求人に通知します。また、監査委員が請求に理由があると判断したときは、請求対象者に勧告を行います。

5 監査結果等の公表

監査の結果及び勧告の内容は、掲示の方法により公表するとともに、請求人名を省略等したものを市ホームページに掲載します。

6 勧告後の措置

- (1) 勧告を受けた市長等は、当該勧告に示された期間内に必要な措置を講ずるとともに、その旨を監査委員に通知しなければなりません。
- (2) 通知を受けた監査委員は、通知に係る事項を請求人に通知するとともに、これを公表及び市ホームページに掲載します。

7 監査請求の結果等に不服があるとき

請求人は、監査結果や勧告の内容、勧告を受けた市長等が講じる措置に不服があるときなどは、法律に定められた期限内に裁判所に対して住民訴訟を提起することができます。

【住民訴訟の提訴要件及び提訴期間】

提 訴 要 件	提 訴 期 間
監査結果や勧告の内容、勧告を受けた市長等が講じる措置に不服があるとき	それぞれの通知があった日から30日以内
請求した日から60日を経過しても監査又は勧告を行わないとき	60日を経過した日から30日以内
勧告を受けた市長等が措置を講じないとき	勧告に示された期間を経過した日から30日以内